

ゆうグローバルエクスプレス
(UGX) 運送約款

日本郵便株式会社

ゆうグローバルエクスプレス（UGX）運送約款

実施 2014年10月30日
最近改正 2023年10月1日

【目次】

- 第1章 総則（第1条—第2条）
- 第2章 運送の引受け（第3条—第15条）
- 第3章 貨物の引渡し（第16条—第19条）
- 第4章 責任（第20条—第25条）
- 附則

第1章 総則

(適用範囲)

- 第1条 この約款は、日本郵便株式会社が提供する国際宅配便サービス（以下「ゆうグローバルエクスプレス（UGX）」といいます。）に適用されるものとします。
- ゆうグローバルエクスプレス（UGX）は、航空運送事業者（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業を営業者をいいます。）が行う貨物の国際運送（又は当該運送を利用して貨物利用運送事業者が行う貨物の国際運送）に係わる第2種貨物利用運送事業（貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する事業をいいます。）として提供するものです。
 - ゆうグローバルエクスプレス（UGX）の利用を申し込む荷送人は、この約款及びこの約款に基づいて別途定める「サービス内容」の規定に同意したものとします。
 - この約款に定めのない事項については、条約、法令又は一般の慣習によります。
 - 当社は、この約款の規定にかかわらず、条約、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。
 - 当社は、この約款を変更することがあります。当該変更に当たり、当社は、当社が管理・運営するウェブサイトへの提示その他当社が適当と認める方法により、事前に変更適用日及び変更後の内容を周知するものとし、変更適用日後も荷送人が当社に貨物の運送を委託した場合は、荷送人はこの約款の変更に合意したものとみなし、当社と荷送人との間では、この約款の変更後の内容が適用されるものとします。

(定義)

- 第2条 「国際運送」とは、第8項の条約が適用される場合にあつては、当該条約の定義に従い、それ以外の場合にあつては、航空運送契約による出発地及び到達地が本邦及び外国である運送をいいます。この場合において、「本邦」及び「外国」の範囲は、その主権、宗主権、委任統治、権力又は信託統治の下にある全領域を含んで画されるものとします。
- 「ゆうグローバルエクスプレス（UGX）」とは、当社が提供する荷送人から荷受人までのドア・ツー・ドアの貨物の運送又は運送の引受け若しくは手配及びそれらに付随する業務を「通し運賃料金」で行うサービスをいいます。
 - 「貨物」とは、この約款の規定に基づき、当社により、一荷送人から、一時に、一か所で受託され一口として扱われ、一宛先地の一荷受人に宛て、一通の運送状で運送される一個又は数個の小荷物をいいます。
 - 「運送状」とは、荷送人により又は荷送人に代わって作成される書類で、ゆうグローバルエクスプレス（UGX）について、荷送人と当社との間の契約成立を証するものをいいます。
 - 「当社」とは、ゆうグローバルエクスプレス（UGX）を提供する日本郵便株式会社をいい、この約款又は運送状に規定する当社の責任を制限する規定の適用については、当社の代理人、使用人及び代表者を含むものとします。
 - 「荷送人」とは、貨物の運送に関して当社と契約を締結した当事者として運送状にその氏名又は名称が記載されている者をいいます。
 - 「荷受人」とは、当社が貨物を引き渡すべき者として、運送状にその氏名又は名称が記載されている者をいいます。
 - 「条約」とは、次のいずれかのうち、適用になるものをいいます。
 - 1929年10月12日にワルソーで署名された「国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約」（以下「ワルソー条約」といいます。）
 - 1955年9月28日にヘーグで署名された「1955年にヘーグで改正されたワルソー条約」（以下「改正ワルソー条約」といいます。）
 - 1975年9月25日にモンテリオールで署名された「モンテリオール第四議定書で改正された1955年にヘーグで改正されたワルソー条約」（以下「モンテリオール第四議定書」といいます。）
 - 1999年5月28日にモンテリオールで署名された「国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約」（以下「モンテリオール条約」といいます。）
 - 「SDR」とは、国際通貨基金の定める特別引出権（スペシャルドローイングライト／SDR）をいいます。

第2章 運送の引受け

(運送状)

第3条 荷送人が当社に貨物の運送を委託するときは、荷送人は、貨物一口ごとに運送状を正確かつ漏れのないように作成しなければなりません。運送状の作成は、荷送人の依頼により、当社が代わって行うことができますが、荷送人は運送状の記載内容について確認するものとし、その責任は荷送人にあります。

2 運送状の必要記載事項は、次に掲げる事項とします。

- (1) 荷送人の氏名、住所及び電話番号
- (2) 荷受人の氏名、住所及び電話番号
- (3) 荷物の明細
- (4) 荷送人の署名及び作成年月日
- (5) 税関申告価格
- (6) 運送申告価額
- (7) 重量
- (8) その他当社が必要とする記載事項

3 前項(6)の運送申告価額の記載がない場合には運送申告価額は1口1万円とします。

(通関用送り状 (インボイス))

第4条 荷送人は、通関手続に必要なとされる場合は、貨物内容に基づき、貨物一口ごとに通関用送り状 (インボイス) を正確かつ漏れのないように作成し、当社に交付しなければなりません。

2 通関用送り状 (インボイス) の記載内容、申告内容等についての責任は荷送人にあります。

(通関)

第5条 当社が貨物の運送を引き受けた時点で、当社は通関業務及びそれに関連する業務に関する手続を行う代理人として委任されたものとします。

(利用者情報等の取扱い)

第6条 当社はゆうグローバルエクスプレス (UGX) の利用に際し知り得た荷送人、荷受人及び利用に関する情報 (以下「利用者情報」といいます。) について、関係法令並びに当社の定める「個人情報に関する基本方針」及び日本郵政グループの定める「グループ・プライバシーポリシー」に従い取扱うものとします。ただし、当社は、利用者情報をグループ会社において共同利用することは予定しておりません。

2 利用者情報は、当社のデータベースに保存されるものとします。

3 当社は利用者情報について、法令の規定により開示が求められた場合及び荷送人又は荷受人の同意が得られた場合を除き、個人識別が可能な状態で第三者に開示・提供等しないものとします。ただし、別途当社が明示的に定めている場合はこの限りではありません。

4 利用者は、当社所定の手続に従って、利用者情報の閲覧・変更・削除等を行うことができるものとします。

5 第3条及び第4条に規定する運送状又は通関用送り状 (インボイス) の情報は、ゆうグローバルエクスプレス (UGX) を利用し差し出す貨物の運送及び通関手続に使用することを目的として、かかる利用者情報のうち、荷送人及び荷受人の国名、住所、会社名、部署名、氏名、電話番号 (携帯電話番号を含みます。)、FAX 番号、電子メールアドレス及び貨物内容品情報を当社の選定した外国における第三者へ提供することがあります。この場合において、当該第三者が委託先 (再委託先を含みます。) の場合は、提供した情報の管理を行うことを契約内容に定めており、当社は適宜業務委託先の情報管理体制を確認するものとします。

なお、本項前段の外国における第三者への情報の提供に関して、当社は当該外国における第三者の情報の管理体制を確認の上、その状況を当社のホームページにて公表しています。

(貨物の内容点検)

第7条 当社は、必要があると認めた場合、貨物の内容を点検することがあります。ただし、点検したことにより当該貨物の運送が、出発地、到達地、経由地又は通過地及びその他影響を受ける全ての国や地域の法令、条例、規則等に違反しないことを保証するものではありません。

(荷造り)

第8条 荷造りの責任は、荷送人にあるものとし、荷送人は貨物の運送に適するように貨物の荷造りをしなければ

なりません。荷造りが運送に適さないと認められる場合、当社は荷送人に対し必要な荷造りを要求し、荷送人は当社の要求に従い、荷送人の負担により貨物の運送に適する荷造りを行います。ただし、要求したことにより当該貨物の荷造りが、貨物の運送に適することを保証するものではありません。

(引受けの拒否)

第9条 当社は、次のいずれかに該当する場合には、運送の引受けを拒否することがあります。

- (1) 運送の申込みが、この約款又は別途定める「サービス内容」の規定によらないものであるとき。
- (2) 荷送人が運送状及び通関用送り状（インボイス）に必要な事項を記載しないとき。
- (3) 荷造りが運送に適さないとき。
- (4) 運送に関し、荷送人から特別な負担を求められたとき。
- (5) 天災その他の当社が運送の引受けができないものと判断する事情があるとき。

(引受けの制限)

第10条 当社は、次に掲げる貨物については、その運送を引き受けません。

- (1) 重量、容積又は申告価格が、別途定める「サービス内容」の規定を超えるとき。
- (2) 貨物が次に掲げる品目（別途定める「サービス内容」に規定するものを除きます。）に該当するとき又はその疑いがあるとき。
 - ア 金、銀、白金その他の貴金属、ダイヤモンドを含む貴石及び半貴石、各国の通貨（紙幣又は硬貨）、あらゆる種類の宝飾品その他の貴重品
 - イ 有価証券類
 - ウ 信書又は現行法で信書と定義された通信手段
 - エ 生動物
 - オ 遺体、位牌又は遺骨
 - カ 変質又は腐敗しやすいもの
 - キ 小火器用爆薬及び火器
 - ク 爆発物
 - ケ 圧縮ガス
 - コ 引火性液体及び固体、可燃性固体
 - サ 写真用閃光電球
 - シ 磁気性物質
 - ス 水銀
 - セ 酸その他の腐敗性物質、全ての塩基及び酸
 - ソ 酸化剤
 - タ 毒物
 - チ 放射性物質
 - ツ 気化性物質
 - テ 航空危険物と定義されるもの（I C A O技術指針及びI A T A危険物規則によるものとします。）
 - ト 国際麻薬統制委員会が定める麻薬及び向精神薬並びに輸出入国において禁止されているその他の不正な薬物
 - ナ わいせつ又は不道德な物品
 - ニ 偽造又は海賊版の物品
 - ヌ 取扱者若しくは一般公衆に危害を及ぼし又は他の貨物、貨物設備若しくは第三者の所有する財産を汚染し若しくは損傷するおそれのある物品
 - ネ 火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあるもの
 - ノ 法定運送禁止品目
 - ハ 通過国を含む輸出入国、州、地方自治体、連邦政府及びその他影響を受ける全ての国や地域の法令、条例、規則等によりその輸送、輸出、輸入等が禁止され、又は制限されている貨物
 - ヒ 食料品
 - フ 凶器
 - ヘ 複数の個人情報が入った内容物に含まれたもの
 - ホ その他当社が不適当と認めたもの
- (3) 運送申告価額が2百万円を超えるもので荷送人が保険会社又は保険代理店の保険に加入していないとき。

(条件不遵守に関する責任)

第11条 当社が前条(引受けの制限)に掲げる物品と知らずに運送を引き受けた場合は、当該貨物の運送に関する責任はその貨物の荷送人及び荷受人にあるものとし、それらの者は連帯して、その貨物の運送により当社が被る損害、費用等を当社に対して補償しなければなりません。

(運賃料金)

第12条 運賃料金は第2条(定義)第2項に述べる「通し運賃料金」とし、その明細は当社が定める運賃料金表によります。なお、「通し運賃料金」には、集配料、通関料及び運賃を含みます。

- 2 「通し運賃料金」には、関税、国内消費税、付加価値税、供託金、罰金、課徴金その他の負担金(以下「関税等」と総称します。)、関税等立替手数料及び取扱手数料を含みません。
- 3 荷送人は、貨物の引受けの際に申し出た運送申告価額に応じて、運賃料金表に定める運送申告価額の従価料金を支払わなければなりません。運送申告価額は、貨物の運送に関する当社の損害賠償責任限度額を意味します。
- 4 当社が、荷送人又は荷受人の依頼に基づき通常の範囲を超える手続や作業の提供をした場合は、当該依頼をした荷送人又は荷受人は、当社で要した費用、負担金等を、当社に対して支払わなければなりません。
- 5 運賃料金表は、航空運賃の改定、経済変動等の事情により改定することがあります。

(運賃料金等の收受)

第13条 荷送人は、運賃料金及び取扱手数料を、原則として当社と合意した支払方法により支払わなければなりません。

- 2 当社が到達地において関税等を立て替えて支払った場合は、荷受人は、貨物の引渡しの際に当社にその立替金の全額及び関税等立替手数料を支払うものとします。ただし、荷送人が関税等の立替金の全額及び関税等立替手数料を支払うことを貨物の引受時に当社に申し出た場合には、荷送人が当社と合意した支払方法により関税等の立替金の全額及び関税等立替手数料を支払うものとします。
- 3 荷受人が、前項前段の規定に基づき負担すべき関税等の立替金の全額及び関税等立替手数料を支払わない場合は、荷送人がその責任を負わねばなりません。

(運送経路と方法)

第14条 当社は、貨物の取扱い、保管、通関及び運送において取るべき手段、経路及び手続について一任され、当社が最善と判断する方法をとるものとします。

(利用の制限及び業務の停止)

第15条 当社は、当社の判断により、ゆうグローバルエクスプレス(UGX)の利用を制限し、又はゆうグローバルエクスプレス(UGX)の全部若しくは一部を停止することがあります。

第3章 貨物の引渡し

(貨物の引渡し)

第16条 当社は、運送状に記載された場所で、荷受人に貨物を引き渡します。ただし、配達時に、その場所に荷受人が不在の場合又は直接荷受人に引渡しができない場合は、荷送人との明示的な特約がない限り、当社の判断により、代理人又は代理人とみなされる者（荷受人取扱窓口、管理人、家族、同居人、隣人、荷受人の同僚等で荷受人に代わり荷受人のために貨物の引渡しを受けてくれる者）に、貨物の引渡しをすることができるものとします。

(法令の遵守)

第16条の2 荷送人は、貨物の梱包方法、運送又は引渡しに関する法令並びに出発地、到達地、経由地、上空通過地及びその他影響を受ける全ての国や地域の法令、条例、規則等を遵守し、かつ、その法令を遵守するために必要とされる情報及び書類を提供し、又は運送状に添付するものとします。

2 当社は、荷送人の情報又は書類が、正確かつ充分であることを調べる義務はなく、荷送人が前項の義務を遵守しなかったことにより生ずる損失又は諸費用については、荷送人その他の者に対して責任を負わないものとします。

3 当社が、適用条約、法令、規則、命令、要求又は要請と解するものにより、貨物の運送を拒絶する必要があると合理的に判断し、当該貨物の運送を現実拒絶した場合においては、当社は、何ら責任を負わないものとします。

(貨物の引渡しができない場合の措置)

第17条 当社は、荷受人が運送状に記載された住所に居住していない場合、荷受人が貨物の受取りを怠り若しくは拒んだ場合又はその他の理由により、貨物の引渡しができない場合については、遅滞なく、荷送人に対し相当の期間を定め、貨物の処分につき、指図を求めるものとします。

2 前項に規定する指図の請求及びその指図に従って行った処分に要した費用は荷送人の負担とします。

(引渡しができない貨物の処分)

第18条 当社は、前条（貨物の引渡しができない場合の措置）第1項に定める指図がない場合、その指図を求めた日から30日を経過した日まで貨物を保管した後、到達国の法令によりこれを売却その他の方法により処分することができるものとします。ただし、貨物の変質又は腐敗しやすいものである等、当社が必要と認めるときは、直ちに貨物の売却その他の処分をすることができるものとします。

2 当社は、前項の規定により貨物を処分したときは、遅滞なくその旨を荷送人に対し通知するものとします。

3 当社は、第1項の規定により貨物を処分したときは、その代金を指図の請求並びに貨物の保管及び処分に要した費用その他の立替金に充当し、不足があるときは荷送人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人に返還するものとします。

(留置権の行使)

第19条 当社は、運賃料金、関税等の立替金その他この約款に基づいて発生する全ての費用の回収のため、貨物に対し留置権を有するものとし、係る費用の支払がなされるまで、当該貨物の引渡しを拒絶できるものとします。

2 当社は、この約款により、荷送人と締結した運送契約に基づいて生じた全ての費用の支払がなされるまで、当該荷送人との運送契約によって当社が占有する荷送人の貨物の引渡しを拒絶することができます。

第4章 責任

(責任)

第20条 当社の責任は、次項から第12項までに定めるところによります。ただし、条約若しくはその他の適用法令に別段の定めがある場合において、この条の規定が、当該条約若しくはその他の適用法令の定めよりも当社の責任を免除し、又は当該条約若しくはその他の適用法令で定める責任の限度よりも低い限度額を定めていることにより無効とされる場合を除きます。

2 次項から第6項までに定める場合を除いて、当社は、貨物の運送又はそれに付随して当社が行うその他の業務から生じる貨物の破壊、滅失、紛失若しくは毀損による損害（以下「破壊等損害」という。）又は遅延による損害（以下「遅延損害」という。）については、当該破壊等損害又は遅延損害の原因となった事故が運送中に生じたものである場合に限り、責任を負うものとします。ただし、当社は、破壊等損害又は遅延損害の原因となった運送中の事故が以下に定める事項に起因する場合、自己が当該破壊等損害又は遅延損害の発生を防止するために合理的に必要な措置を講じたこと又は講じることができなかったことを証明した場合には、責任を負わないものとします。

- (1) 貨物固有の欠陥又は自然の消耗
- (2) 梱包状態、住所、記号、番号等の必要事項の記載の不完全又は欠陥
- (3) 貨物の性質による発火、爆発、蒸れ、かび、腐敗、変色、錆びその他これに類似する事由
- (4) X線、放射線、磁気等の影響による障害
- (5) 同盟罷業、同盟怠業、社会的騒擾、ハイジャック、テロ行為、強盗、事変、戦争、戦争類似行為等
- (6) 不可抗力又は不可抗力による火災等の災害
- (7) 予知できない異常交通障害、航行上の危険回避、救助又は救難行為
- (8) 地震、津波、高潮、洪水、暴風雨、地滑り、山崩れその他の天災
- (9) 法令又は公権力の発動による運送の差止め、貨物の開梱、検査、没収、差押え又は第三者への引渡し
- (10) 荷送人の責任とされる記載事項、申告事項の誤記、不備、虚偽の記載、申告その他荷送人又は荷受人の故意又は過失

3 モントリオール第四議定書の適用を受ける貨物の運送又はそれに付随して当社が行うその他の業務から生じる貨物の遅延損害については、当社は、当該遅延損害の原因となった事故が運送中に生じたものである場合に限り、責任を負うものとします。ただし、当社は、当社が当該遅延損害を防止するために合理的に必要な措置を講じたこと又は講じることができなかったことを証明した場合には、責任を負わないものとします。

4 モントリオール第四議定書の適用を受ける貨物の運送又はそれに付随して当社が行うその他の業務から生じる貨物の破壊等損害については、当社は、当該破壊等損害の原因となった事故が運送中に生じたものである場合に限り、責任を負うものとします。ただし、当社は、当社が当該破壊等損害が次に掲げる事項の一又は二以上から生じたものであることを証明した場合には、責任を負わないものとします。

- (1) 貨物の固有の欠陥又は性質
- (2) 当社以外の者によって行われた貨物の荷造りの欠陥
- (3) 戦争行為又は武力紛争
- (4) 貨物の輸入、輸出又は通関に関してとられた公的機関の措置

5 モントリオール条約の適用を受ける貨物の運送又はそれに付随して当社が行うその他の業務から生じる貨物の遅延損害については、当社は、当該遅延損害の原因となった事故が運送中に生じたものである場合に限り、責任を負うものとします。ただし、当社は、当社が当該遅延損害を防止するために合理的に必要な措置を講じたこと又は講じることができなかったことを証明した場合には、責任を負わないものとします。

6 モントリオール条約の適用を受ける貨物の運送又はそれに付随して当社が行うその他の業務から生じる貨物の破壊等損害については、当社は、当該破壊等損害の原因となった事故が運送中に生じたものである場合に限り、責任を負うものとします。ただし、当社は、当該破壊等損害が次に掲げる事項の一又は二以上から生じたものであることを証明した場合には、その範囲内で責任を負わないものとします。

- (1) 貨物の固有の欠陥又は性質
- (2) 当社以外の者によって行われた貨物の荷造りの欠陥
- (3) 戦争行為又は武力紛争
- (4) 貨物の輸入、輸出又は通関に関してとられた公的機関の措置

7 次項に定める場合を除いて、貨物の破壊等損害に係る当社の責任は、当該破壊等損害を受けた貨物1キログラム当たり22SDR又は一口1万円のいずれか高い方を限度とします。ただし、ワルソー条約又は改正ワルソー条約の適用を受ける貨物運送の場合には、当該破壊等損害が、当社の故意又は重過失により生じたことが証明さ

れた場合は、この限りではありません。

- 8 前項の規定にかかわらず、貨物の引受時に、荷送人が運送申告価額を申告し、必要とされる従価料金を支払った場合には、その運送申告価額が正当なものである限りにおいて、運送状に記載された運送申告価額を当社の責任の限度とします。
- 9 第7項又は前項の規定にかかわらず、荷送人は、損害賠償の請求に当たっては、当該貨物の実際の購買価額又は当該貨物と同種同品種の物品の通常の価額を、あるいは、そのいずれも算出できない場合にあっては、正当と認められる当該貨物の価額を基礎に算出される実際の損害額を超えて請求することはできないものとします。
- 10 貨物の遅延損害に係る当社の責任は、当該貨物に係る運賃料金の額を限度とします。
- 11 当社は、遅延損害以外のいかなる間接的な損害に対しても責任を負わないものとします。すなわち、貨物について直接発生した物的損害に対してのみ責任を負います。なお、間接的な損害には、得べかりし利益、利息及び効用の損失並びに商機の逸失による損失を含むものとし、かつ、これらに限定されないものとします。
- 12 損害賠償に関する通貨換算は、訴訟の場合には、最終口頭弁論終結の日に有効な換算率を適用し、訴訟以外の場合には、当社が別途定める「サービス内容」に規定する換算率を適用するものとします。

(危険回避の処置と損害賠償)

- 第21条 荷送人及び荷受人は、いかなる場合においても、自己の貨物が他の貨物又は当社の財産に損害を与えた場合には、それにより当社が被った全ての損害、損失及び費用を当社に連帯して補償するものとします。当社は人員及び航空機その他の物に害を及ぼすおそれのある貨物を予告なしに廃棄し又は破壊することができ、かつ、それによって何らの責任を負わないものとします。
- 2 前項後段の規定により、当社が貨物を廃棄し又は破壊した際に発生した費用については、荷送人及び荷受人が連帯して負担するものとします。

(損害賠償請求の期限)

- 第22条 第16条(貨物の引渡し)の規定に基づき貨物の引渡しを受ける資格のある者が、苦情の申立てをすることなく貨物を受領した場合には、その貨物が良好な状態で引き渡され、かつ、この約款に従って引き渡されたものと推定するものとします。
- 2 貨物に関する損害賠償の請求は、次の各号の期間内に文書をもって、当社に行わなければならないものとし、当該期間の経過後は当社は損害賠償の責任を一切負わないものとします。
 - (1) 貨物に破壊又は毀損があった場合には、貨物の引渡しの日から14日以内
 - (2) 貨物に遅延があった場合は、荷受人が貨物の処分をできるようになった日から21日以内
 - (3) 貨物が滅失又は紛失があった場合には、運送状の発行の日から120日以内

(出訴期限)

- 第23条 前条(損害賠償請求の期限)に定める責任以外の当社の責任に関する訴えは、到達地で荷受人に貨物を引き渡した日、引き渡すべきであった日又は運送の中止の日から起算して2年の期間内に提起しなければならないものとします。

(裁判の管轄)

- 第24条 当社に対する訴えは、本邦における、当社の住所地、当社の主たる営業所の所在地又は当社がこの約款に基づく契約をした営業所の所在地を管轄する裁判所に提起しなければなりません。
- 2 当社に対する訴訟の手続は、本邦の法律によります。

(約款の適用と法令)

- 第25条 この約款の規定が、条約、法律、政府の規則、命令又は要求に反する場合には、その規定は、これらの法令と抵触しない限度において適用されるものとし、そのいかなる規定の無効も、他の規定に影響を及ぼすものではありません。

附 則

この約款は、平成26年10月30日から実施します。

附 則（2020年1月30日 2019-日国際第0277号）

この改正規定は、2020年3月30日から実施します。

附 則（2022年2月28日 2021-日国際第0238号）

この改正規定は、2022年4月1日から実施します。

附 則（2023年8月16日 2023-日国郵第0138号）

この改正規定は、2023年10月1日から実施します。

ゆうグローバルエクスプレス
(UGX) 運賃料金表

日本郵便株式会社

ゆうグローバルエクスプレス（UGX）運賃料金表

実施 2014年10月30日
最近改正 2024年10月1日

【目次】

- I 運賃料金、取扱手数料等
 - II 運賃料金、取扱手数料等の適用方法
- 附則

I 運賃料金、取扱手数料等

1 運賃料金

	東アジア	東南アジア	西アジア	オセアニア	欧州①	欧州②	北米
0.5kg まで	4,600 円	5,100 円	5,200 円	6,800 円	7,000 円	7,700 円	6,900 円
1.0kg まで	5,150 円	5,800 円	6,200 円	7,600 円	8,100 円	8,950 円	8,050 円
1.5kg まで	5,700 円	6,500 円	7,200 円	8,400 円	9,200 円	10,200 円	9,200 円
2.0kg まで	6,250 円	7,200 円	8,200 円	9,200 円	10,300 円	11,450 円	10,350 円
2.5kg まで	6,800 円	7,900 円	9,200 円	10,000 円	11,400 円	12,700 円	11,500 円
3.0kg まで	7,350 円	8,600 円	10,200 円	10,800 円	12,500 円	13,950 円	12,650 円
3.5kg まで	7,900 円	9,300 円	11,200 円	11,600 円	13,600 円	15,200 円	13,800 円
4.0kg まで	8,450 円	10,000 円	12,200 円	12,400 円	14,700 円	16,450 円	14,950 円
4.5kg まで	9,000 円	10,700 円	13,200 円	13,200 円	15,800 円	17,700 円	16,100 円
5.0kg まで	9,550 円	11,400 円	14,200 円	14,000 円	16,900 円	18,950 円	17,250 円
5.5kg まで	10,100 円	12,100 円	15,200 円	14,800 円	18,000 円	20,200 円	18,400 円
6.0kg まで	10,650 円	12,800 円	16,200 円	15,600 円	19,100 円	21,450 円	19,550 円
6.5kg まで	11,200 円	13,500 円	17,200 円	16,400 円	20,200 円	22,700 円	20,700 円
7.0kg まで	11,750 円	14,200 円	18,200 円	17,200 円	21,300 円	23,950 円	21,850 円
7.5kg まで	12,300 円	14,900 円	19,200 円	18,000 円	22,400 円	25,200 円	23,000 円
8.0kg まで	12,850 円	15,600 円	20,200 円	18,800 円	23,500 円	26,450 円	24,150 円
8.5kg まで	13,400 円	16,300 円	21,200 円	19,600 円	24,600 円	27,700 円	25,300 円
9.0kg まで	13,950 円	17,000 円	22,200 円	20,400 円	25,700 円	28,950 円	26,450 円
9.5kg まで	14,500 円	17,700 円	23,200 円	21,200 円	26,800 円	30,200 円	27,600 円
10.0kg まで	15,050 円	18,400 円	24,200 円	22,000 円	27,900 円	31,450 円	28,750 円
10.5kg まで	15,600 円	19,100 円	25,200 円	22,800 円	29,000 円	32,700 円	29,900 円
11.0kg まで	16,150 円	19,800 円	26,200 円	23,600 円	30,100 円	33,950 円	31,050 円
11.5kg まで	16,700 円	20,500 円	27,200 円	24,400 円	31,200 円	35,200 円	32,200 円
12.0kg まで	17,250 円	21,200 円	28,200 円	25,200 円	32,300 円	36,450 円	33,350 円
12.5kg まで	17,800 円	21,900 円	29,200 円	26,000 円	33,400 円	37,700 円	34,500 円
13.0kg まで	18,350 円	22,600 円	30,200 円	26,800 円	34,500 円	38,950 円	35,650 円
13.5kg まで	18,900 円	23,300 円	31,200 円	27,600 円	35,600 円	40,200 円	36,800 円
14.0kg まで	19,450 円	24,000 円	32,200 円	28,400 円	36,700 円	41,450 円	37,950 円
14.5kg まで	20,000 円	24,700 円	33,200 円	29,200 円	37,800 円	42,700 円	39,100 円
15.0kg まで	20,550 円	25,400 円	34,200 円	30,000 円	38,900 円	43,950 円	40,250 円
15.5kg まで	21,100 円	26,100 円	35,200 円	30,800 円	40,000 円	45,200 円	41,400 円
16.0kg まで	21,650 円	26,800 円	36,200 円	31,600 円	41,100 円	46,450 円	42,550 円
16.5kg まで	22,200 円	27,500 円	37,200 円	32,400 円	42,200 円	47,700 円	43,700 円
17.0kg まで	22,750 円	28,200 円	38,200 円	33,200 円	43,300 円	48,950 円	44,850 円
17.5kg まで	23,300 円	28,900 円	39,200 円	34,000 円	44,400 円	50,200 円	46,000 円
18.0kg まで	23,850 円	29,600 円	40,200 円	34,800 円	45,500 円	51,450 円	47,150 円
18.5kg まで	24,400 円	30,300 円	41,200 円	35,600 円	46,600 円	52,700 円	48,300 円
19.0kg まで	24,950 円	31,000 円	42,200 円	36,400 円	47,700 円	53,950 円	49,450 円
19.5kg まで	25,500 円	31,700 円	43,200 円	37,200 円	48,800 円	55,200 円	50,600 円
20.0kg まで	26,050 円	32,400 円	44,200 円	38,000 円	49,900 円	56,450 円	51,750 円
20.5kg まで	26,600 円	33,100 円	45,200 円	38,800 円	51,000 円	57,700 円	52,900 円
21.0kg まで	27,150 円	33,800 円	46,200 円	39,600 円	52,100 円	58,950 円	54,050 円
21.5kg まで	27,700 円	34,500 円	47,200 円	40,400 円	53,200 円	60,200 円	55,200 円
22.0kg まで	28,250 円	35,200 円	48,200 円	41,200 円	54,300 円	61,450 円	56,350 円

22. 5kg まで	30,050 円	37,150 円	50,450 円	43,250 円	56,650 円	63,950 円	58,750 円
23. 0kg まで	30,650 円	37,900 円	51,500 円	44,100 円	57,800 円	65,250 円	59,950 円
23. 5kg まで	31,250 円	38,650 円	52,550 円	44,950 円	58,950 円	66,550 円	61,150 円
24. 0kg まで	31,850 円	39,400 円	53,600 円	45,800 円	60,100 円	67,850 円	62,350 円
24. 5kg まで	32,450 円	40,150 円	54,650 円	46,650 円	61,250 円	69,150 円	63,550 円
25. 0kg まで	33,050 円	40,900 円	55,700 円	47,500 円	62,400 円	70,450 円	64,750 円
25. 5kg まで	33,650 円	41,650 円	56,750 円	48,350 円	63,550 円	71,750 円	65,950 円
26. 0kg まで	34,250 円	42,400 円	57,800 円	49,200 円	64,700 円	73,050 円	67,150 円
26. 5kg まで	34,850 円	43,150 円	58,850 円	50,050 円	65,850 円	74,350 円	68,350 円
27. 0kg まで	35,450 円	43,900 円	59,900 円	50,900 円	67,000 円	75,650 円	69,550 円
27. 5kg まで	36,050 円	44,650 円	60,950 円	51,750 円	68,150 円	76,950 円	70,750 円
28. 0kg まで	36,650 円	45,400 円	62,000 円	52,600 円	69,300 円	78,250 円	71,950 円
28. 5kg まで	37,250 円	46,150 円	63,050 円	53,450 円	70,450 円	79,550 円	73,150 円
29. 0kg まで	37,850 円	46,900 円	64,100 円	54,300 円	71,600 円	80,850 円	74,350 円
29. 5kg まで	38,450 円	47,650 円	65,150 円	55,150 円	72,750 円	82,150 円	75,550 円
30. 0kg まで	39,050 円	48,400 円	66,200 円	56,000 円	73,900 円	83,450 円	76,750 円
31. 0kg まで	46,150 円	55,850 円	74,150 円	63,600 円	81,900 円	91,950 円	84,800 円
31. 0kg を超える 1.0kg 又は その端数毎に	1,100 円	1,450 円	1,950 円	1,600 円	2,000 円	2,500 円	2,050 円

2 取扱手数料等

料金の種類		料金額	
取扱手数料	取戻請求及び転送請求 手数料	差出事業所において、その貨物が発送準備完了前である場合	無料
		差出事業所において、その貨物の発送準備完了後である場合	680円
	返送料	差出事業所において、その貨物が発送準備完了前である場合	無料
		差出事業所における貨物の発送準備完了後であって、輸出準備完了前である場合	国内運送に係る実費額
		名宛国到着後である場合	貨物が差し出された国に宛ててその貨物を差し出す場合にこの運賃料金表の規定により適用する運賃料金額に相当する額
	転送料	1,200円	
	廃棄手数料	実費	
	保管料	実費	
	オーバーサイズ取扱手数料	3,000円	
	指定通関業者取扱手数料	1,500円	
到着地特別取扱手数料	実費		
関税等立替手数料	1,200円又は名宛国において課された貨物の関税等額の3パーセントのいずれか高い方の額		
運送申告価額の従価料金	運送申告価額が10,000円を超える10,000円又はその端数ごとに120円の割合で算出した額		

II 運賃料金、取扱手数料等の適用方法

- 1 この運賃料金及び取扱手数料等は、当社が、航空運送事業者（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業を営む者をいいます。）が行う貨物の国際運送（又は当該運送を利用して貨物利用運送事業者が行う貨物の国際運送）に係わる第二種貨物利用運送事業（貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する事業をいいます。）として提供する国際宅配便サービス（ゆうグローバルエクスプレス（UGX））に適用されるものです。
- 2 ゆうグローバルエクスプレス（UGX）は、荷送人から荷受人までのドア・ツー・ドアの荷物の運送又は運送の引受け若しくは手配及びそれらに付随する業務を「通し運賃料金」で行います。
なお、荷物の運賃料金又は取扱手数料等の算出をする場合は、当社で計測した実重量又は容積重量のいずれか重い方の重量を適用します。
- 3 運賃料金、取扱手数料等については、消費税（地方消費税を含みます。）が免除されています。
- 4 運賃料金、取扱手数料等は、荷物1件ごとに計算します。
- 5 地帯区分は、当社が別途定めるサービス内容によります。
- 6 特別の負担を求められる運送その他の取扱いについては、実費として一定額を収受します。
- 7 運賃料金、取扱手数料等の適用に関し、本適用方法に定めのない事項については、法令及び公序良俗に反しない範囲で、当事者間の取決め又は慣習によるものとします。

附 則

この運賃料金表は、平成26年10月30日から実施します。

附 則（平成30年6月6日 2018-日国際第97号）

この改正規定は、平成30年7月1日から実施します。

附 則（2020年1月30日 2019-日国際第0277号）

この改正規定は、2020年3月30日から実施します。

附 則（2024年9月18日 2024-日郵統制第0011号）

この改正規定は、2024年10月1日から実施します。